

総力戦期の植民地朝鮮における経済統制法令の 整備と経済「犯罪」

松田利彦

はじめに

「近代ニ於ケル戦争ハ国家総力戦デアルト謂ハレテ居リマスルガ今後ノ戦争ハ単リ武力ノミナラズ思想、経済ソノ他アラユル方面ニ亘リマシテ国家ガ持ツ総テノ力ヲ拵ゲテ戦フノデナケレバ最後ノ勝利ヲ得ルコトガ極メテ困難トナツテマキッタノデアリマス。…就中国力ノ基礎ヲナスモノハ経済力デアリマシテ戦ガ永ビケバ永ビク程経済力ノ優劣ハ国家総力戦ノ勝敗ニ非常ニ大キナ影響ヲ与ヘルノデアリマス」。⁽¹⁾

—1938年12月、朝鮮総督府警務局長三橋孝一郎がラジオ放送で訴えたように、日中戦争期、「総力戦」への突入にともない、植民地朝鮮においても銃後の民衆に本格的な戦争協力が求められ、それは経済生活に及んだ。すなわち、軍事費の拡大によるインフレーションとこれにともなう予算の実質的な縮小を防ぎ、また、人的・物的資源の効率的な動員をはかるために、「内地」（以下、括弧を省略する）のみならず日本帝国・円ブロックを通じた統制経済体制の構築が進められた。

小論は、このような戦時統制経済体制が朝鮮においてどのような形で現れたかを統制法令の構造と運用の両面から検討すること、および、統制の網を逃れようとする経済「犯罪」について分析することを目的としている。この内、特に第一の課題である戦時期朝鮮における統制法令体系とその運用の解明という問題については、内地との比較という点を特に意識的に追究しようとした。朝鮮の経済統制が内地のそれとどのような異同があったのかについては、いまだ十分な論証をともないまま評価が先行しているように思われるからである。

朝鮮の戦時経済統制の問題を包括的に扱った先駆的研究は、金仁鎬『太平洋戦争期 朝鮮工業研究』（新書苑、1998年）である。同書は、戦時期の朝鮮経済の変化を総合的な支配政策の枠組みの中で考察する必要を説き、経済統制についても一章を割いている。同書は、「朝鮮は日本本土よりさらにファッショ的な国家統制が強行された」「日本とは全く異なった総督中心の統制政策を強化しようとした」との見解を示している（112～113頁）。しかし、同書においては、日本のケースについてほとんど検討を加えることなく内地との差異が断定されており実証には疑問が残る。この他、物価や個別物品の配給・流通に対する統制、あるいは末端で統制法規違反者の取り締まりを担った経済警察等、関連する研究成果が現れている⁽²⁾が、後述する許英蘭論文を除くと依然内地との差異を探求しようという問題意識は希薄である。

また、一方で、経済統制の時代の在朝日本人言論や総督府官僚は朝鮮の統制経済に対してむしろ逆の評価を下していたことも指摘しておかねばならない。『朝鮮公論』の1941年5月号の一コラムは、次のような観察を示していた（「公論春秋」29頁）。

「内地に旅行する人が一様に言ふところは朝鮮は物資が豊かだが内地は可なり窮屈だといふことである。…朝鮮の物資の豊かなのは、大都市のないのと、一つは行政機構が単純化されてゐるためで、凡ゆる品物がお上の号令一下、一元化して配給され、地方地方に偏在しないことに由因する」。

同じ時期、総督府商工課長井坂圭一郎も次のように朝鮮の統制経済の特徴をあげ、朝鮮では法規の形式的整備を必ずしも最優先せず「自治統制」を行ってきたと強調している⁽³⁾。

「(一) 官庁の統制力の徹底せること、(二) 官庁統制に対し民間が協力的なること、(三) 統制に当たり形式的整備を民度その他と権衡を失せないやうにしたこと、(四) 従来機構、組織を極力活用したこと、(五) 法規統制をなるべく避けたことの五項が朝鮮の経済統制の特徴の主なるものとして挙げることが出来ると思ひます。しかし、結局これらは…朝鮮総督にすべての権限が集中されてゐるといふこと

…に帰着するのであって、統制に携ってゐるわれへ関係者の功績では決してないのであります」。

このように見ると、植民地朝鮮における戦時経済統制に対する評価はいまだ確定しているとはいいがたい。そもそも内地と朝鮮の戦時経済統制の異同を論ずる際、対象を明確にしなかったり、时期的差異を無視したりしては、厳密な議論たりえない。そのような点を考慮して、本稿では、朝鮮ではどのような法規が戦時経済統制の体系を構成していたのか、また、それらの法令の実際の運用の様相はどのようなものだったのかという問題に限定して、可能な限り連続的な統計資料を発掘することで、このような問題に接近しようとした。これに関して、京城府における生活必需品に対する配給統制という限られた側面からではあるが、内地との差異に目を向け、朝鮮では全面的統制を行う条件が整っていなかったために統制が緩やかだったと論ずる許英蘭論文（注(2)参照）は参考になる。本稿はこのような視角に学びつつ、主に法令面から経済統制政策の全体像の素描を試みるものとなろう。

第二に、本稿の今ひとつの課題である経済「犯罪」の実態の分析という点についても簡単に触れておきたい。1980年代以降、韓国を中心として植民地期朝鮮史研究が飛躍的な発展を示す中で、とりわけ関心

表1 朝鮮における経済統制法令違反者検事局受理人数の推移（1937～1944年）

| | 経済犯罪(a) | | 経済犯罪以外(b) | | 合計人数 |
|------------|---------|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|---------|
| | 人数 | 百分率 ($=(a) * 100 / (a) + (b)$) | 人数 | 百分率 ($=(b) * 100 / (a) + (b)$) | |
| 1937年7～12月 | 109 | 0.1 | 166,823 | 99.9 | 166,932 |
| 1938年 | 765 | 0.5 | 155,353 | 99.5 | 156,118 |
| 1939年 | 3,031 | 2.1 | 141,824 | 97.9 | 144,855 |
| 1940年 | 21,858 | 14.5 | 128,747 | 85.5 | 150,605 |
| 1941年 | 32,578 | 22.4 | 112,821 | 77.6 | 145,399 |
| 1942年 | 30,304 | 21.7 | 109,057 | 78.3 | 139,361 |
| 1943年 | 36,579 | 25.7 | 105,636 | 74.3 | 142,215 |
| 1944年1～6月 | 27,738 | 27.7 | 72,320 | 72.3 | 100,058 |

出典：朝鮮総督府『第86回帝国議会説明資料』（1944年。『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第10巻、復刻、不二出版、82～83頁）。

が集中してきたのが日中戦争勃発以降の時期であり、それを先導してきたのが社会経済史分野の研究だったことに異論はないだろう。しかし、社会経済史研究、なかんずくいわゆる「植民地近代化論」を批判した権泰憶氏が「今後生活史や精神史にもう少し比重を置かねばならないのではないか」⁽⁴⁾との提言をしていることに窺われるように、朝鮮社会の性格変化に対するマクロな概念規定において重要な成果を上げつつも、現実の民衆の経済生活を描くことが後手に回った側面はあるかもしれない。小論では、全面的に民衆史・社会史というアプローチをとっているわけではないが、戦時期朝鮮の経済「犯罪」に着目することは前述のような研究上の欠落を埋める一助になるのではないかと考えている。

表1から判るように、日中戦争期以降の経済統制にともなって現れた経済「犯罪」は、際だった増加傾向を示し、当時期の犯罪全体の中でも高い割合を占めるにいたった。このような経済「犯罪」に、当時の朝鮮社会相の一端が映し出されていることは十分考えられよう。

以上のような問題意識に立って、本稿では第I、II章で経済統制法令の構成および法令違反者取締の全体像を主に統計的資料によって検討し、第三章では、食糧関係・労働関係事犯を中心に戦時期末期朝鮮における経済犯罪の特徴の抽出を試みた。

I 経済統制法令の構成

戦時経済統制法令は、根拠となる法令によって大別すると、(a) 輸出入品等臨時措置法およびこれに関連する法令、(b) 国家総動員法に基づく法令、(c) その他の個別的法令の三系統から構成されていた⁽⁵⁾。(a) については、輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律（法律第92号。1937年9月内地で施行、10月朝鮮でも施行。以下、輸出入品等臨時措置法と略記）が、輸入制限等によって需給の調整が必要となる物品の配給・譲渡・使用・消費等に適宜の措置を講じうることを定めており、個々の物品ごとに、内地では商工省令・農林省令、

朝鮮では総督府令（以下、府令と略記する）によって統制対象物品を指定した。(b)については、国家総動員法（法律第55号。1938年5月、内地朝鮮を通じて施行）が包括的・概略的に基準を規定した法令であったため、個々の条文の発動は細則的な施行法令によって行われた。(c)は、朝鮮では、「暴利ヲ目的トスル売買ノ取締ニ関スル件」（1937年5月発布、府令第60号。以下、本稿では「暴利取締令」と略記する）を嚆矢としてその数が増加していく。

このような経済統制法規の実効性を確保するために違反者の取締を担ったのが経済警察だった。内地の経済警察（1938年7月に発足）にやや遅れて1938年11月発足した朝鮮の経済警察は、(一)輸出入品等臨時措置法及びこれに基づく関係命令、(二)暴利取締令、(三)「其ノ他必要ニ応ジ警務局ニ於テ関係局課ト協議シ経済警察ニ於テ取扱フモノト決定シタル法令」を取り扱うものと定められていた⁽⁶⁾。先述の三系統の法令の内、(b)国家総動員法関連法令のみ取扱法令として明記されていなかったが、1939年10月国家総動員法にもとづく価格等統制令・地代家賃統制令が朝鮮でも施行されることになると、警務局ではこれらの法令に対する経済警察官の関与範囲について検討し、結局、国家総動員法に基づく上記の「二法令ニ対シテハ指導防犯検挙事務ノ全面ニ亙リ関与スルコト」となった⁽⁷⁾。

ところで、内地と朝鮮における経済統制体系の異同はどのようなものだったのだろうか。この点に関わって、1938年3月、国家総動員法案の議会審議において、大谷尊山拓相は以下のように答弁している。

「朝鮮、台湾ノヤウナ、相当強力ナ総督政治ヲ布イテ居リマス場所ニ付キマシテハ、或ル程度マデハ総督ニ権限ヲ與ヘマシテ、朝鮮、台湾等ノ事情ニ最モ適切ナル運用ヲシテ行クト云フコトガ穩当デアラウ…内地ト十分ニ統制ノアル歩調ヲ以テ進ミツゝモ、一方外地ノ事情ニ適応致シマシタヤウナ運行ヲ致シテ行キタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス、完全ナ一元ト云フコトニハ、或ハ行カナイカモ知レマセヌガ、方向ト致シマシテハ固ヨリ総合的ニ、統制的ニ進ンデ行ク積リデアリマス」⁽⁸⁾。

また、1942年から44年にかけて政務總監を務めた田中武雄も、「物価統制とか食糧統制 [では、内地に] …もちろん協力はしました。もちろん協力はしましたけれども…常に朝鮮原住民族の民心にどう影響するかということをいちばんの土台に考えた」と断りをつつつも、「別段に、戦争に協力するために朝鮮だけ特別に物価統制を内地と異なった形態においてやったということは、これはありません。全然ないです」と回顧している⁽⁹⁾。

これら政策担当首脳の発言から窺われるのは、朝鮮に内地と同一の法体系に基づく経済統制を実施しながら、部分的に植民地の事情や現地民族の民心を考慮して異質な部分も導入した、ということだろう。その具体的な内容を考察するために、まず、朝鮮・内地それぞれの統制法令数の推移をまとめた表2を見よう。なお、これは公布されたすべての経済統制法令を示すものではなく実際に適用例があり違反者を生じた法令のみカウントしたものである。

この表によって明らかになるのは、まず、内地・朝鮮を通じて (a) (b) (c) いずれの類型の法令も一貫して増加傾向を示している

表2 違反法令数の推移 (1938~1943年)

| | (a)輸出入品等臨時措置法及び関係法令 | | (b)国家総動員法に基づく法令 | | (c)その他 | | 合計 | |
|-------|---------------------|-----|-----------------|----|--------|----|----|-----|
| | 朝鮮 | 内地 | 朝鮮 | 内地 | 朝鮮 | 内地 | 朝鮮 | 内地 |
| 1938年 | 6 | 32 | | | 1 | | 7 | 32 |
| 1939年 | 12 | 44 | 4 | 5 | 2 | | 18 | 49 |
| 1940年 | 31 | 82 | 9 | 6 | 2 | | 42 | 88 |
| 1941年 | 28 | 106 | 8 | 33 | 3 | 7 | 39 | 146 |
| 1942年 | 32 | 110 | 9 | 44 | 1 | 10 | 42 | 164 |
| 1943年 | 34 | 110 | 12 | 53 | 3 | 9 | 49 | 172 |

出典：朝鮮総督府警務局編刊『朝鮮警察概要』1940年版（1941年）参考諸表116~119頁。朝鮮総督府警務局経済警察課編刊『朝鮮経済警察概要』（1942年）24~27頁。朝鮮総督府法務局編『経済情報』第5輯（1942年）235~237頁。「内務大臣請議 朝鮮総督府部内臨時職員設置制令中改正ノ件」（1944年7月。『公文類聚』2A-13類2822）所収「経済統制令別違反取締状況表」。なお、内地については西田美昭「戦時下の国民生活条件—戦時闇経済の性格をめぐって」（大石嘉一郎編『日本帝国主義史』第3巻、東京大学出版会、1994年）374頁所収の「違反法令数の推移」を参照した。

ものの、類型別に見ると若干のタイムラグをともなっているという点である。すなわち、日中戦争開始直後から (a) 輸出入品等臨時措置法関連の法令が統制対象品目の拡大とともに増加していき、次いでやや遅れて1939年10月の国家総動員法発動以降 (b) タイプの法令の増加が始まった。これにともない施行された価格等統制令は価格そのもののみならず運賃・保管料・損害保険料・賃貸料等の価格構成要素をも統制対象としたことで、質的にも経済統制の新たな段階を画すことになった⁽¹⁰⁾。以上のような経済統制法令の構成の段階的変化は基本的に内地・朝鮮ともに確認できよう。

しかし、(a) (b) (c) いずれの類型の法令をとっても法令数は内地よりも朝鮮が少ないことも容易に見てとれよう。1943年時点で比較すると、内地では (a) 110、(b) 53、(c) 9、合計172であるのに対して、朝鮮は (a) 34、(b) 12、(c) 3、合計49にとどまる。このような差異について井坂商工課長は以下のように説明している⁽¹¹⁾。

「更にもう一つの [内地との] 違ひは、朝鮮は統制をやるのに、極力法規統制を避け、所謂自治統制をやつて来たことであります。これは一面において、業者の方に責任をもってもらふことになるのであります。もちろん、その反面には…朝鮮総督にあらゆる権限が集中されてゐるために、たとへ法規によらざる統制をなしても、従て処罰の規定はなくつても、どんな方面からでもそれを強行し得るだけの組織になつてゐるからであります」。

事実、許英蘭、前掲論文によれば、朝鮮では朝鮮人と在朝内地人の間に物資の嗜好や消費に不均衡があつたり、中小企業統合が進んでいかなかったりするという特殊事情が存在したために法規によらない「自治統制」の形態が取られた物品が多かつたとされている⁽¹²⁾。序章で述べたように、同時代の言論人や総督府官僚が、朝鮮の方が内地よりも経済統制が緩やかだという実感をもっていたのは、以上のような事実に基づくものだろう。

ただし、このように経済統制法令数が内地に比べ少なかつたからといって、直ちに朝鮮の経済統制が緩やかだつたとはいえない。

第一に、経済統制法規によらない「自治統制」における不正の場合も、井坂も言及しているように、詐欺罪・警察犯処罰規則・背任罪等を適用され普通刑法犯として処罰対象になったからである⁽¹³⁾。

第二に、朝鮮で施行された統制法令が内地のものと同であったかどうかを検証しておく必要がある。ここでは、表2中、1941年朝鮮で違反者を出した43法令について検討を行った⁽¹⁴⁾。(a) タイプ28法令については、内地の農林省令・商工省令等を明らかに流用しているものが20⁽¹⁵⁾、内地の法令と比較すると対象となる物品が一部重なる程度であったり、配給のみの統制か需給の統制かといった顕著な違いがあるものが4である。その一方で、内地の農林省令・商工省令等の中に対応する法令が見あたらない法令も4⁽¹⁶⁾あった。すなわち、(a) タイプについては、朝鮮の統制法令は内地法令に完全に包含される関係にあったわけではなく、独自に物品の指定等を行って統制していた場合もあったのである。

(b) については、国家総動員法にもとづき出された勅令が内地・外地ともに施行地域としている。ただし、一部の条項が朝鮮に適用されていない場合もある（地代家賃統制令における地代家賃審査会の規定など）。

(c) の個別法令では、その代表格たる暴利取締令が、内地の暴利取締令改正と連動しながら改正を重ねながらも異なる部分があるのが注目される⁽¹⁷⁾。同令は、当初の1937年8月改正では戒告主義を取っており、処罰規定は弱かった。しかし、同年12月の改正で取締対象物品を拡大するとともに「価格表示制」を全面的に実施し、40年7月改正では罰則の強化、41年8月改正では買い占め、売り惜しみの全面取締、いわゆる「抱き合わせ販売」の禁止等が盛り込まれた⁽¹⁸⁾。この内、1939年12月改正に対しては殖産局長が次のような談話を発表している⁽¹⁹⁾。

「茲ニ特ニ注意ヲ促シ度イノハ内地ノ改正ガ違反者ニハ一月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ヲ処スルニ過ギナイガ、朝鮮ニ於テ低物価政策ヲ強調シ悪徳業者ヲ根絶スル必要カラ特ニ一年以下ノ懲役又ハ二百

圓以下ノ罰金ヲ以テ臨ンデキルコトデアル」。

また、41年8月改正にあたっては、服部警務局経済警察課長が以下のように「内地における改正とは相当その趣を異にし」ていることを説明している（『大阪朝日新聞 朝鮮付録 西鮮版』41・8・3。以下、『大阪朝日新聞 朝鮮付録』およびその後継紙は『朝鮮朝日』と略記する）。

「[内地では] 売惜み、買占は営利の目的をもってなされる場合また自己の業務に関してなされる場合に限られるが、朝鮮においては消費者の買占はやゝもすれば物資配給の円滑を阻害し、または社会不安を誘発する原因ともなるので、かかる制限を一切廃止し…無理押に買占をなした場合は業者たると消費者たるとを問わず処罰されることとなった」。

暴利取締令は、朝鮮において統制経済法令中ほぼ一貫してもっとも多く適用を見た法令だったが（次章で後述）、内地よりも処罰が加重されたり適用範囲が広げられたりしていたのである。

さて、内地との異同を見る際のさらに重要な問題点は、経済統制法令数の多寡のみに目を向けるばかりでなく、それらの法令が実際にどの程度適用されどれほどの経済事犯を生み出していたか、ということだろう。章を改めて考察したい。

II 経済統制法令の運用

前章では、朝鮮における経済統制法令が内地と基本的に同じ段階を踏みながら整備されつつも、全体の法令数では内地よりも少なく、その内容にもいくらかの差異があることを確認した。本章では、法令の運用に関する問題として、経済統制法令違反者がどの程度現れ、内地の場合といかなる差異を示したのかという点を検討してみたい。

まず、経済統制法令違反のために経済警察や検事局によって処分を受けた者の人数の推移を内地と対照しながら表3に整理してある⁽²⁰⁾。同表からはいくつかの事実が読みとれよう。

第一に、検挙・起訴件数を時系列的に追うと1940年以降急増している。1938年11月に発足した朝鮮経済警察は当初「防犯第一主義」をかけたが、経済統制の理解を周知させることを当面の目的としながら懇談会を通じた業者指導に力を入れた。また、取締を行う際も検挙・諭示・戒告（暴利取締令のみ）の内、警察署長が説論の上で始末書をとる形式の「諭示」が大部分を占めた。

しかし、このような方針に対して、現場では、取締が消極化し業者指導も必ずしも経済犯罪抑制につながっていないとの認識を示しており、その結果、1940年頃から「厳罰主義」がとられるようになった⁽²¹⁾。すなわち表3にみるように、検挙が多用されるようになり経済警察の取締件数全体(a)が増加するとともに、検事局でも起訴人数が急増した。1939年から40年にかけて、経済警察による処理人数(a)では約3.9倍、検事局による起訴人数(c)では約7.6倍という高い増加率を示している。これは当時期のこのような取締方針の変化、経済警察官の増員⁽²²⁾、暴利取締令の強化(先述)など取締体制の強化にともなう面が大きいだろう。

第二点として、内地の場合との比較を行っておこう。経済警察と検事局による処理人数についての様相は、時期によって異なる。まず、経済警察創設初期においては、朝鮮では内地よりも法令の適用が控えられ経済事犯数が少なかった。表2の1938年合計の数字は始点に差があり単純に比較できないが、同じ1938年11～12月期で比べても取締件数は朝鮮で193件、内地では約1万件だったとされるから(『大阪毎日新聞 朝鮮版』39・1・5。『朝鮮朝日 南鮮版』39・1・15にも同記事。なお表3と数値にずれがある理由は不明)、相当の開きがあったことは間違いない。ついで1940年以降朝鮮では先述のように取り締まりが強化されたが、同様の傾向は内地でも見られる。表3にしたがえば、1939年から40年にかけて経済警察による処理人数(a')は約3.4倍、検事局による起訴人数(c')は約4.6倍の伸びを示している。

しかしながら、1939～40年を画期とした変化という一応同様の現象がみられるとはいえ、朝鮮と内地とでは大きな違いを指摘しうる。す

なわち「厳罰主義」への転換以降、内地では経済事犯者数の伸びはいったん停滞傾向に入った⁽²³⁾のに対して、朝鮮では検挙人数・起訴人数等、ほぼ一貫した増加趨勢を示しているのである。内地の司法省刑事局の分析でも、朝鮮の経済事犯受理人数の「増勢が今日尚衰へない点は内地の現状維持的趨勢に比較して注意すべき処」だと述べている⁽²⁴⁾。朝鮮でこのように経済事犯が増加していた要因について、総督府はやや後の資料だが、「1 食糧及繊維品等生必物資ノ需給逼迫シ民心ノ不安増大 [中略]、2 配給統制特ニ末端配給統制ニ不備アルコト、[中略] 4 鮮満間ニ於ケル物価ノ差 [中略]、5 全般ヲ通ジインフレ傾向をヲ生ジ」ていることをあげている⁽²⁵⁾。物資の不足という一般的事情に加え、内地よりも未整備だった配給機構、内地以上に急速に進行したインフレーションと物価騰貴⁽²⁶⁾といった朝鮮特有の構造的問題が背後にあったことが推察される。

そして、この結果として、内地と朝鮮における取締の懸隔は徐々に狭まっていった。表3にみるように、経済警察による処理人数は1939年時点では内地が朝鮮の約10倍だが、41年時点では6.5倍の差に縮小している。検事局の受理・起訴人数についても、1939年と41年では、それぞれ9.4倍が4.0倍に、7.7倍が4.0倍へといずれも差が縮小した。当時の内地と朝鮮の人口や経済規模の格差を考慮するとき（1938年時点で人口は内地が朝鮮の3.1倍、国内総支出は8.9倍）、少なくとも1941年以降において経済統制法令の適用という点で朝鮮が内地よりも統制が緩やかだったとは必ずしも言いがたい。また、起訴率については朝鮮では1938年末段階から50%近くに達しており、かつ年ごとに上昇していった。起訴率については時期を問わず常に内地より高い数値を示していることも看過できないだろう。また、表には記していないが、第一審裁判結果の比較によれば、懲役刑を課された者が内地の3.8%に対し、朝鮮では全体の13.9%という高率を示した⁽²⁷⁾。

それでは次に、法令別の違反者数の統計を用い、朝鮮における経済「犯罪」の性格を検討してみたい。表4は、主要な経済統制法令について個々の法令違反者数を年ごとに整理したものである。

表3 経済統制法令違反に対する取締措置ならびに検挙人数推移 (1938~1944年)

| | 朝鮮 | | | | | | |
|-------------|-----------|--------|--------|---------|----------|---------|----------------------|
| | 経済警察による処理 | | | | 検事局による処理 | | |
| | 戒告 | 諭示 | 検挙 | 合計(a) | 受理(b) | 起訴(c) | 起訴率% (=c * 100/b) |
| 1938年11-12月 | — | 198 | 37 | 235 | 765 | 345 | 45.1 |
| 1938年 計 | — | 198 | 37 | 235 | 765 | 345 | 45.1 |
| 1939年 1-3月 | | | | | | | |
| 4-6月 | | | | | | | |
| 7-9月 | | | | | | | |
| 10-12月 | | | | | | | |
| 1939年 計 | 361 | 20,035 | 795 | 21,191 | 3,031 | 1,440 | 47.5 |
| 1940年 1-3月 | — | 5,477 | 1,103 | 6,580 | | | |
| 4-6月 | — | 9,491 | 5,049 | 14,540 | | | |
| 7-9月 | — | 14,020 | 9,599 | 23,619 | | | |
| 10-12月 | — | 23,707 | 13,308 | 37,015 | | | |
| 1940年 計 | — | 52,695 | 29,059 | 81,754 | 21,859 | 10,921 | 50.0 |
| 1941年 1-3月 | — | 18,471 | 11,100 | 29,571 | | | |
| 4-6月 | — | 15,079 | 13,811 | 28,890 | | | |
| 7-9月 | — | 12,723 | 13,539 | 26,262 | | | |
| 10-12月 | — | 15,099 | 14,125 | 29,224 | | | |
| 1941年 計 | — | 61,372 | 52,575 | 113,947 | 32,578 | 16,688 | 51.2 |
| 1942年 1-3月 | — | | | | | | |
| 4-6月 | — | | | | | | |
| 7-9月 | — | | | | | | |
| 10-12月 | — | | | | | | |
| 1942年 計 | — | 59,820 | 69,107 | 128,927 | 26,444 | 15,732 | 59.5 |
| 1943年 1-3月 | — | 13,555 | 18,413 | 31,968 | | | |
| 4-6月 | — | 16,141 | 21,788 | 37,929 | *20,852 | *13,153 | *63.1 |
| 7-9月 | — | | | | | | |
| 10-12月 | — | | | | | | |
| 1943年 計 | — | 46,404 | 83,850 | 130,254 | 36,588 | 23,680 | 64.7 |
| 1944年 1-3月 | — | 14,921 | 38,343 | | 27,738 | | |
| 4-6月 | — | | | | | | |

注：1.1938年の「違反取締措置及び検挙」の数値は経済警察発足（1938年11月）から同年12月末までの合計数値、同年の「検挙事件処分」の数値は1938年1~12月末までの合計数値である。

2.警察の検挙数より検事局の受理人数が多い場合があるのは検事認知事件が存在すること、移送事件の二重計算、検事局のみが扱う経済犯罪が存在する等の理由によると思われる。

3.1938年内地の*を付した数値は1938年7-12月の合計値である。1943年朝鮮の*を付した検事局受理および起訴人数は1943年1-8月の合計値である。

| 内地 | | | | | | | |
|-----------------|----------------------|--------------|----------------------|--------------|----------------------|----------------|-------------------------|
| 経済警察による処理 | | 検事局による処理 | | | | | |
| 経済警察による処理合計(a') | 朝鮮を1としたときの指数(= a'/a) | 検事局による受理(b') | 朝鮮を1としたときの指数(= b'/b) | 検事局による起訴(c') | 朝鮮を1としたときの指数(= c'/c) | 起訴率(= c*100/b) | 朝鮮を1としたときの指数(= bc'/b'c) |
| *96,907 | 412.4 | *11294 | 14.8 | *2,686 | 7.8 | 23.8 | 0.5 |
| *96,907 | 412.4 | *11294 | 14.8 | *2,686 | 7.8 | 23.8 | 0.5 |
| 38,062 | | 3,375 | | 629 | | 18.6 | |
| 49,344 | | 6,241 | | 1,801 | | 28.9 | |
| 53,441 | | 9,155 | | 3,541 | | 38.7 | |
| 71,181 | | 9,866 | | 5,082 | | 51.5 | |
| 212,028 | 10.0 | 28,637 | 9.4 | 11,053 | 7.7 | 38.6 | 0.8 |
| 121,226 | 18.4 | 17,834 | | 2,990 | | 16.8 | |
| 155,976 | 10.7 | 31,567 | | 9,017 | | 28.6 | |
| 219,146 | 9.3 | 35,227 | | 14,570 | | 41.4 | |
| 225,201 | 6.1 | 43,133 | | 24,740 | | 57.4 | |
| 721,549 | 8.8 | 127,761 | 5.8 | 51,317 | 4.7 | 40.2 | 0.8 |
| 183,312 | 6.2 | 30,187 | | 11,749 | | 38.9 | |
| 199,492 | 6.9 | 30,749 | | 13,888 | | 45.2 | |
| 204,632 | 7.8 | 32,587 | | 13,470 | | 41.3 | |
| 156,480 | 5.4 | 35,587 | | 19,543 | | 54.9 | |
| 743,916 | 6.5 | 129,110 | 4.0 | 58,650 | 3.5 | 45.4 | 0.9 |
| | | 32,878 | | 11,267 | | 34.3 | |
| | | 33,551 | | 12,628 | | 37.6 | |
| | | 39,243 | | 16,093 | | 41.0 | |
| | | 36,480 | | 23,370 | | 64.1 | |
| | | 142,152 | 5.4 | 63,358 | 4.0 | 44.6 | 0.7 |
| | | 33,635 | | 12,418 | | 36.9 | |
| | | 43,143 | | 20,668 | | 47.9 | |
| | | 43,564 | | 21,611 | | 49.6 | |
| | | 45,494 | | 28,231 | | #DIV/0! | |
| | | 165,836 | 4.5 | 82,928 | 3.5 | 50.0 | 0.8 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

4.表1と出典資料が異なるため一部数値が一致しないものがあるがそのままにした。
 出典：朝鮮総督府警務局編『朝鮮経済警察概要』昭和16年版（1942年）22～23頁。朝鮮総督府法務局編、前掲『経済情報』第5輯、213～215、235～237頁。前掲「経済統制令別取締状況表」。朝鮮府警務局『第84回帝国議会説明資料』（前掲、復刻版、第8巻、168頁）。朝鮮総督府『第86回帝国議会説明資料』（前掲、復刻版、第10巻、82、117頁）。高等法院検事局『朝鮮刑事政策資料』1943年版、67頁。同前編『朝鮮檢察要報』第1号、59～67頁。なお、内地については西田、前掲論文、375頁所収の「全国経済警察事犯取締処理人員調」を参照した。

表4 経済統制法令別に見た違反取締ならびに検挙人数 (1938~1944年)

| | | (a) 輸出入品等臨時措置法及び関係法令 | | | | | | | | | | |
|----------------|----|----------------------|--------------------|-------------------|------------------|----------------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------|--------------------------|------------------|------------------------|
| | | 朝鮮物 品価格 取締規則 | 法律第 11条ニ 依ル件 | 揮発油 ノ取締 スル件 | 重油 ノ取締 スル件 | 綿製品 ステープ ル繊維 ニ混用 スル件 | 皮革ノ 配給統 制ニ関 スル件 | 皮革ノ 使用制 限ニ関 スル件 | 鋼ノ使 用制限 スル件 | 奢侈品 等製造 販売制 限規則 | 朝鮮雜 配給調 整令 | 朝鮮畜 肉配給 統制規 則 |
| 1938年 1~12月 | 戒告 | | | | | | 25 | 1 | | | | 3 |
| | 諭示 | 51 | | 22 | | | | | | | | |
| | 検挙 | | | 36 | | | | | | | | |
| | 合計 | 51 | | 58 | | | 25 | 2 | | | | 3 |
| | % | 21.7 | | 24.7 | | | 10.6 | 0.9 | | | | 1.3 |
| 1939年 1~12月 | 戒告 | | 40 | 418 | 103 | 63 | 160 | 275 | | | | 338 |
| | 諭示 | 2,992 | 106 | 129 | | 57 | 60 | 40 | | | | 45 |
| | 検挙 | 153 | | | | | | | | | | |
| | 合計 | 3,145 | 146 | 547 | 103 | 120 | 220 | 315 | | | | 383 |
| | % | 14.8 | 0.7 | 2.6 | 0.5 | 0.6 | 1.0 | 1.5 | | | | 1.8 |
| 1940年 1~12月 | 諭示 | 3 | 329 | 327 | 409 | 101 | 59 | 87 | | | | 697 |
| | 検挙 | 33 | 831 | 44 | 245 | 427 | 89 | 131 | | | | 362 |
| | 合計 | 36 | 1,160 | 371 | 654 | 528 | 148 | 218 | | | | 1,059 |
| | % | 0.0 | 1.4 | 0.5 | 0.8 | 0.6 | 0.2 | 0.3 | | | | 1.3 |
| 1941年 1~12月 | 諭示 | 289 | 140 | 173 | 106 | 53 | 53 | 889 | 600 | | | 891 |
| | 検挙 | 1,210 | 60 | 337 | 994 | 150 | 224 | 398 | 437 | | | 1,208 |
| | 合計 | 1,499 | 200 | 510 | 1,100 | 203 | 277 | 1,287 | 1,037 | | | 2,099 |
| | % | 1.3 | 0.2 | 0.4 | 1.0 | 0.2 | 0.2 | 1.1 | 0.9 | | | 1.8 |
| 1942年 1~12月 | 諭示 | 689 | | 187 | 136 | 48 | 15 | 268 | 2,930 | | | 447 |
| | 検挙 | 3,283 | 14 | 458 | 1,481 | 104 | 191 | 259 | 979 | | | 1,242 |
| | 合計 | 3,972 | 14 | 645 | 1,617 | 152 | 206 | 527 | 3,909 | | | 1,689 |
| | % | 3.1 | 0.0 | 0.5 | 1.3 | 0.1 | 0.2 | 0.4 | 3.0 | | | 1.3 |
| 1943年 1~12月 | 諭示 | 347 | | 359 | 230 | 7 | 7 | 96 | 4,138 | 1 | | 551 |
| | 検挙 | 2,494 | 7 | 749 | 2,039 | 127 | 82 | 215 | 887 | 26 | | 1,305 |
| | 合計 | 2,841 | 7 | 1,108 | 2,269 | 134 | 89 | 311 | 5,025 | 27 | | 1,856 |
| | % | 2.2 | 0.0 | 0.9 | 1.7 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 3.9 | 0.0 | | 1.4 |
| 1944年 1~6月 | 諭示 | ? | ? | 139 | 68 | 16 | ? | ? | 14 | 25 | | ? |
| | 検挙 | ? | ? | 767 | 1,503 | 106 | ? | ? | 26 | 1,192 | | ? |
| | 合計 | ? | ? | 906 | 1,571 | 122 | ? | ? | 40 | 1,217 | | ? |
| | % | ? | ? | 1.7 | 2.9 | 0.2 | ? | ? | 0.1 | 2.3 | | ? |

出典：表2の出典資料及び朝鮮總督府『第86回帝國議會説明資料』（1944年12月。復刻版、第10巻、118頁）。

注1:各期間において取締・検挙件数の1%以上を占めた法令をすべて摘記し、それらの法令による取締・検挙人数を示した。1%を超える適用のなかった法令については (a)

(b) (c) 各欄の「その他」に算入した。

2. 空欄は数値が皆無、? は数値が不明、0.0は数値が僅少のため切り捨てられて0となつ

参考表 経済統制法令の種類別に見た内地の検事局新受理人数 (1938~1944年)

| | (a)輸出入品等臨時措置法及び関係法令 | | | | | | |
|------------|---------------------|--------|-------|-------|-------|-----|--------|
| | 一般 | 繊維 | 鉄鋼 | 燃料 | 非鉄金属 | 皮革 | 食料品 |
| 1938年7~12月 | 755 | 7,111 | 1,240 | 1,282 | 123 | 377 | |
| 1939年1~12月 | 11,308 | 8,657 | 3,654 | 1,514 | 1,696 | 524 | 7 |
| 1940年1~12月 | 4,015 | 4,263 | 2,821 | 2,044 | 1,436 | 714 | 419 |
| 1941年1~12月 | 1,423 | 4,466 | 3,817 | 2,170 | 1,044 | 562 | 4,023 |
| 1942年1~12月 | 837 | 4,272 | 2,858 | 1,879 | 911 | 707 | 2,886 |
| 1943年1~12月 | | 11,568 | 5,291 | 2,244 | 618 | 296 | 13,823 |

出典：西田、前掲論文、378~379頁より作成。原資料は司法省刑事局『経済月報』第2巻第6号 (1942年6月)、同第3巻第3号 (1943年3月) ほか。

注：(c) タイプの法令については同様の統計が見あたらない。したがって経済統制法

| 小計 | (b)国家総動員法に基づく法令 | | | | | | (c)その他合計 | | | | | 合計 |
|----------------|------------------|----------------|-----------------|--------------|--------------|--------------|------------------|------------------|--------------|--------------|------------------|------------------|
| | 価格等 統制令 | 地代家賃 統制令 | 企業 許可令 | 貿易 統制令 | 労務 調整令 | (b)その他 | 小計 | 暴利 取締令 | 朝鮮食糧 管理令 | (c)その他 | 小計 | |
| 102 37 | | | | | | | | 96 | | | 96 | 198 37 |
| 139 59.1 | | | | | | | | 96 40.9 | | | 96 40.9 | 235 100.0 |
| 4,389 590 | 1,627 27 | 40 | | | | 166 | 1,833 27 | 13,805 178 | | 6 | 13,811 178 | 20,033 795 |
| 4,979 23.5 | 1,654 7.8 | 40 0.2 | | | | 166 0.8 | 1,860 8.8 | 13,983 66.0 | | 6 0.0 | 14,350 67.7 | 21189 100.0 |
| 2,012 2,162 | 17,095 14,579 | 1,385 475 | | | | 424 139 | 18,904 15,193 | 31,634 11,665 | | 147 39 | 31,781 11,704 | 52,697 29,059 |
| 4,174 5.1 | 31,682 38.8 | 1,860 2.3 | | | | 563 0.7 | 34,097 41.7 | 43,299 53.0 | | 186 0.2 | 43,485 53.2 | 81,756 100.0 |
| 3,194 5,018 | 20,436 20,306 | 1,326 1,266 | | | | 503 482 | 22,265 22,054 | 35,260 24,767 | | 653 736 | 35,913 25,503 | 61,372 52,575 |
| 8,212 7.2 | 40,781 35.8 | 2,594 2.3 | | | | 985 0.9 | 44,319 38.9 | 60,027 52.7 | | 1,389 1.2 | 61,416 53.9 | 113,947 100.0 |
| 4,720 8,011 | 16,148 25,042 | 1,038 795 | 14,415 5,712 | | | 549 852 | 32,150 32,401 | 22,950 28,695 | | | 22,950 28,695 | 59,820 69,107 |
| 12,731 9.9 | 41,190 31.9 | 1,833 1.4 | 20,127 15.6 | | | 1,401 1.1 | 64,551 50.1 | 51,645 40.1 | | | 51,645 40.1 | 128,927 100.0 |
| 5,736 7,931 | 12,848 32,969 | 1,042 330 | 4,993 6,668 | | 22 | 1,134 3 | 20,039 1,362 | 18,480 34,144 | 2,149 | | 20,629 34,587 | 46,404 83,850 |
| 13,667 10.5 | 45,817 35.2 | 1,372 1.1 | 11,661 9.0 | | | 25 0.0 | 2,496 1.9 | 61,371 47.1 | 52,624 | 2,582 | 55,216 | 130,254 100.0 |
| ? ? ? | 4,870 16,987 | 80 234 | 733 1,952 | 715 1,960 | | 1,036 29 | ? ? | 5,032 10,778 | 1,499 | ? ? | ? ? | 14,922 38,343 |
| ? ? | 21,857 41.0 | 314 0.6 | 2,685 5.0 | 2,675 5.0 | 1,065 2.0 | ? ? | ? ? | 15,810 29.7 | 2,665 5.0 | ? ? | ? ? | 53,265 100.0 |

たことをそれぞれ意味する。

3:合計の誤りは訂正した。なお、表3と典拠が異なるため一部数値が一致しないものがあるがそのままにした。

4:1944年1~6月期は、それまでの統計と異なり、主な経済統制法令についてしか取締件数を記していないため、上表では判明した件数のみあげてある。ただし、取締件数合計については明らかなのでその数字をあげた。

| (b)国家総動員法に基づく法令 | | | | | | | |
|-----------------|--------|---------|-------|-------|-------|--------|---------|
| (a)その他 | 小計 | 価格関係 | 労働関係 | 食料関係 | 繊維関係 | (b)その他 | 小計 |
| 407 | 11,295 | | | | | | |
| 1,236 | 28,596 | 1,378 | 3 | 6 | | | 1,387 |
| 1,947 | 17,659 | 107,799 | 1,001 | 1,187 | | | 109,987 |
| 2,820 | 20,325 | 101,913 | 2,598 | 1,368 | | 314 | 106,193 |
| 1,977 | 16,327 | 103,891 | 3,648 | 5,147 | 9,296 | 1,361 | 123,343 |
| 2,240 | 36,080 | 131,298 | 8,618 | | | 2,423 | 142,339 |

令全体での検事局新受理人数合計も算出できない。

この表からは、第一に、全体として経済統制法令の適用は価格統制関係を中心としていたことが見てとれる。1938年においては末端の小売価格を統制する暴利取締令（前述）、同令を補い、公定価格をどの程度超えたら暴利かを明確化した朝鮮物品販売取締規則（(a)。1938年10月、府令第218号。1939年10月、価格等統制令の公布により廃止）の二法令が違反者の62.6%を占める。さらに1939年に価格等統制令（前述）が施行されると40年以降同令による処分が急増し、以後、先述の法規も含む価格統制関係法令による処分者が70～90%というさらに高い比率を占めるに至った。1939年11月の司法官会議において、増永高等法院検事長が訓示中で、「製造加工の制限乃至配給統制の違反より価格統制の違反に其の中心が移行しつつある」と指摘していることもこれと符合する⁽²⁸⁾。なお、内地では同一の分類基準に基づく統計が見あたらないため比較が困難であるが、表4参考表によれば、1940年以降、価格統制令を中心とする（b）タイプの価格関係法令の適用が増加した点は朝鮮と共通していると見てよさそうである。

第二に、価格統制関係以外の法令についても見ておこう。初期の1940年までは朝鮮・内地とも（a）タイプ、すなわち輸出入等臨時措置法関連法令の適用が（b）タイプより多い点は共通しているが、法令違反者を出した主要物資にはかなり差がある。すなわち、内地では経済統制の嚆矢となった綿製品強制管理（1938年6月）に関わる繊維関係が突出して多いのに対し⁽²⁹⁾、朝鮮で比較的大きな比重を占めた上位品目は、揮発油・重油、皮革、銅などだった⁽³⁰⁾。

アジア・太平洋戦争期にはいると、朝鮮雑穀配給規則（(a)。1940年7月、府令第176号）や朝鮮食糧管理令（(b)。1943年8月、制令第44号）の適用例が増加していることにも現れているように、食糧関係事犯が増加した。労務調整令（(b)。1941年12月、勅令第1063号）のような労務動員関係法令違反者が現れてきたことも当時期の特徴だった。また、企業許可令（(b)。1941年12月、勅令第1084号）による違反者が一定の割合を占めているが、多くは実績の虚偽申告による（『京城日報』42・4・8）。このうち食糧関係・労務動員関係は朝鮮で

は全体に占める割合は必ずしも高くはないが、この時期急増しつつある経済事犯として当局が注目していた。両関係事犯が問題化したことは内地でも同様だが、その内容を仔細に見ると違いも見いだされる。この点も含め、次章で統制経済に対する朝鮮人の姿勢を考察しておこう。

III 経済統制に対する朝鮮民衆の視線

一 食料関係・労務動員関係経済事犯を中心に

近年盛んになりつつある戦時期民衆の心性に対する諸研究⁽³¹⁾において、朝鮮民衆は、戦争にともなう動員政策全般ないしは日本の行っている戦争自体に対して心理的に距離をおいていたとされ、それは統制経済に対する視線にも及んでいたことが指摘されている。

それでは、このような朝鮮人の態度は実際にどのような経済統制法令違反と結びついていたのだろうか。本章では、象徴的な例として戦時期末期に特に問題化した食糧関係および労務動員関係に関わる若干の問題に絞って検討したい。食糧品については、糧穀の供出、配給官公吏や総力運動関係者の不正、都市消費者の買い出しなど様々な側面で統制経済に関わる問題が生じていたが⁽³²⁾、ここでは従来取りあげられてこなかった露天・行商人問題について概観したい。

食糧品の統制は、1940年11月総督府による一部の生鮮食料品に対する公定価格公示により始まり、以後、各道警察部では随時生鮮食料品の小売り価格の一斉調査を行っているが（『朝鮮朝日 中鮮版』40・11・15、『朝鮮朝日 西鮮版』41・5・17）、戦時期末期においても食糧関係事犯が高い割合を占めつづけたことは各種資料に示されている⁽³³⁾。例えば、1944年、総督府作成の議会説明資料では「依然トシテ穀類、青果物、魚介類、肉類等ノ食料品関係価格違反最モ多ク全経済事犯ノ三五%ヲ占メ」ているとの数字があげられている⁽³⁴⁾。

食糧関係の価格統制法令違反者が容易に根絶できなかった一つの原因は、違反者が常設店舗でなく行商・露天商の形態で営業する朝鮮人も多かったためである。彼らが「闇市場の温床」と目されていたこと

は、商工会議所の所在する各府邑に作られた官民協力機関たる経済統制協力会の会合での次のような報告に窺われる⁽³⁵⁾。

「露天行商人ハ何レモ一定セル營業所モ業種モナク常ニ場所ヲ換ツ、各所ヲ転々スルモノニシテ本ヨリ經濟道義ト法令ノ觀念ハ臨ムベクモアラザル下層階級ノモノナリ然ルニ彼等ノ大部分ハ統制物資ノ配給ヲ受ケ得ザル輩ナルニ拘ハラズ…各種ノ配給物資其他ヲ巧ミニ買溜メテハ物資ノ不足ヲ託ツ消費者層ニ潜行的行為ヲ以テ法外ノ高値ニテ闇取引ヲ為シ統制ト配給ヲ紊スノミナラズ全鮮各大小ノ都市別ニ見ル数百数千名ノ手中ニアル貴重ナル物資モ莫大ナル数ニ達スベク之レニ依ル物資ノ偏在モ想像スルニ余リアリ」。

また、闇取引に関わる者として最もよく見られたのも露天商・行商人であり、1944年半ば頃の調査では、朝鮮内の主要22都市のうち、彼らの闇取引が全般的に行われている都市は16都市（72%）、一部に行われている都市は5都市（22%）に達していた⁽³⁶⁾。このように都市部では日常的に見られながらも居所不定だった露天・行商人に対しては、取締が困難なため、日中戦争初期には暴利取締令の定める公定価格表示義務から除外されていたが、1940年7月改正により価格表示を行わせ「取締ノ徹底」をはかることとなった⁽³⁷⁾。また、彼らは企業許可令による取締対象でもあった。例えば、全羅北道では同令の指定を受けた業者5万4555名のうち「一定の店舗を構へない行商人」が2万118名を占め、彼らに対し企業許可証を交付したり管轄警察署の腕章を付けさせたりして取り締まろうとした⁽³⁸⁾。

しかし、全般的にこれら朝鮮人露天商・行商人の態度は取締当局に対し非協力的ないしは敵対的だった。1941年頃の経済警察作成の資料によれば、彼らは、警察官が取締に来ると「チッケ [집게]—ものをつまむ道具」が来た」「コケミ [곡괭이]—つるはし」が来た」「マルシビワッタ [말시비 왔다]—言いがかりが来た」]] 等々の隠語を使い、価格表等を表示し適正販売を装ったという⁽³⁹⁾。

また、戦時期末期になると「所謂小闇商人中婦女子の跳梁頓に著しく」なる傾向が見られた。1944年6月咸北警察部で一週間にわたる一

斉取締を行ったところ932名の検挙を見たが、多くは食糧品を闇価格で売る朝鮮人女性行商であり、「闇商人を取締れば吾々よりも消費者が困るだろう」、さらには「内地人婦人の財布を全部空にしてやる」等の「特異言動」を見たという⁽⁴⁰⁾。食料事犯が急増し闇経済が拡大したことは内地でも見られた現象とはいえ⁽⁴¹⁾、経済警察当局への露骨な敵対的態度がひいては反日的な言動につながっていることには植民地特有の様相が見いだせるのではないだろうか。

次に戦時期末期における労務関係法令違反について見ておきたい。この関連の違反者数は全体から見ると必ずしも大きな割合を占めているわけではなかったが、労働力動員という戦争遂行に直結する事犯が急増したことは大きな問題の一つと認識されており、1944年の総督府議会説明資料においても経済事犯の趨勢として「労務調整令及国民徴用令違反ノ増加」が指摘されている⁽⁴²⁾。

日中戦争期以降、対内地・樺太等の朝鮮人強制連行が「集団募集」（1939年9月開始）、「官斡旋」（1942年3月開始）、「徴用」（1944年9月開始）等の形式で行われたことはよく知られているが、このような動員の開始時点から朝鮮総督府は、警務局と一部の道警察部に専任官をおき、動員に関与していた。

当初の管轄は、高等警察部門だったが、1943年以降、「産業経済界ノ実情ニ通暁セル経済警察ニ於テ之ヲ掌ルヲ適切ト認メ」、経済警察課の担当とされた⁽⁴³⁾。実際に1944年10月には警務局経済警察課が労務動員違反者一斉取締を行い、1945年に入っても各地で官斡旋・徴用に応じない者に対する検挙がおこなわれた。

しかし、このような警察力に依存した動員は、強制的な「狩出し」の性格を帯びることになり、かえって被徴用者の忌避傾向を生み出すこととなった。1944年9月の警察部長会議で、阿部信行総督は「一般大衆の国民動員の重要性に対する認識の欠如は一部第一線労務行政担当者の動員方法の拙劣と相俟って動もすれば忌避的傾向を激成馴致しつつある」と指摘している⁽⁴⁴⁾。

労務動員に対する忌避的な空気は、民衆の流言飛語に現れている。

徴用の始まった1940年9月、平安南道警察部高等警察課長は「徴用に絡んで非常に流言飛語が多い」ことを指摘しており、実際同年中の不穩言論事犯として検事局で処分を受けた者1640名の内、徴用関係の流言を為した者が224名（13.7%）を占めた⁽⁴⁵⁾。いくつかの例を拾うと、「今平壤では若い者に強制徴用令が出て警察では総出て毎夜一時から三時頃の間眠らずに走り廻り無理矢理に召集して居るので府民は皆怯えて居る」（平壤、布木商）、「先輩応徴士の通信に依ると食糧不足と衣料不足に依り困難する外応徴士を満支人苦力の様に使役し…言葉に余るものある由我々は徴用と言へば地獄にても引張り込まれる様な気が」する（新義州、対内地応徴士）等々、だった⁽⁴⁶⁾。

そして労働者として動員対象となった者は、銓衡場への不出頭、作業場からの逃亡、作業場での暴動など様々な消極的・積極的抵抗を試みることになるが、これらについては全て先行諸研究に譲る⁽⁴⁷⁾。ともあれ、内地で労務統制法令違反で検挙された者の場合、徴用工場を嫌ってより条件のよい工場で働いていたケースが多かった⁽⁴⁸⁾ことと比較すると、朝鮮の場合は生死に関わる深刻な問題として労務動員自体を嫌忌する傾向が強かったと見られよう。

まとめにかえて

本稿での議論を以下にまとめておきたい。

戦時経済統制法令の体系は輸出入品等臨時措置法・国家総動員法・その他の法令から成り、まず日中戦争開始直後から輸出入品等臨時措置法関連の法令が統制対象品目の拡大とともに増加し、ついで1939年の国家総動員法の発動にともない同法に基づく法令が相次いで公布された。このように統制法令が段階的に整備された様相は内地・朝鮮ともに確認できる。

しかし、いずれの種類の法令をとっても法令数は朝鮮の方が内地より少なかった。ただし、このことをもって朝鮮の経済統制が緩やかだったとするのはいくつかの保留が必要だろう。統制法規によらない

「自治統制」においても既存の法規による処罰がなされていたし、朝鮮で施行されていた統制法令は必ずしも内地と同一ではなかった。個別物資の統制を行った輸出入品等臨時措置法では対象物品に一部違いがあり、また、特に価格統制に関わる重要法令たる暴利取締令の場合、内地よりも処罰が加重されたり適用範囲が広げられたりしていた。

内地との差異は、経済統制法令の実際の適用の面にも窺われる。取締方針の厳格化にともない、1940年以降経済警察による処罰人数・検事局による起訴人数ともに急増するという現象は朝鮮・内地ともに見られるものの、それ以後の展開は異なる。内地では経済事犯数の伸びは停滞したのに対して、朝鮮ではむしろ一貫して増加趨勢をたどった。その結果として、内地と朝鮮における経済統制法令違反に対する取締の寛嚴の差が急速に縮小したことは特記しておいてよいだろう。その他、起訴率については時期を問わず朝鮮の方が高かった。

経済統制法令違反者を適用法令別に見て内地と比較すると、輸出入品等臨時措置法関連では適用法令に違いが見られるものの、全体として暴利取締令や価格等統制令等の価格統制関係の法令違反が多数を占めたことは共通している。また、アジア・太平洋戦争期において食糧関係・労務動員関係事犯が急増し、当局が注視するにいたっていたことは内地でも同様だったが、食糧事犯において取締に敵対的ないし反日的な態度が顕著であったり、労務統制に対して忌避的な感情が強かったりしたことなど、違反者の心性には植民地特有の傾向を読みとることができる。

一般に経済統制に関わる既存の研究は、政策決定過程を明らかにする資料が発見されていないために分析が平板になりがちな嫌いがあり、本稿もそのような問題点を免れていないことは自覚している。しかし、これまでの研究では十分に解明されていなかった経済統制法令の全体的な適用実態を明らかにし、また連続的な統計資料を用い、時期的な変遷も視野に入れながら内地と朝鮮の異同について一応の素描をなしたことでさしあたり本稿を締めくくり、残された課題については他日を期すこととしたい。

註

- (1) 朝鮮總督府警務局長「經濟警察ニ就テ」(朝鮮總督府法務局編『朝鮮時局經濟關係法令例規集 第一追録』1940年1月現在、司法協會、760頁)。
- (2) 田剛秀「戰時体制下 朝鮮 에 있어서의 米穀政策에 관한 研究—流通統制를 中心으로」(『經濟史學』第14号、1990年12月)、金尚範「日帝末期 經濟警察의 設置와 活動」(韓國民族運動史研究會編『日帝의 朝鮮侵略와 民族運動』國學資料院、1998年、所収)、河元鎬「日帝末 物價統制政策에 관한 研究」(『史學研究』第55・56合集号、1998年10月)、許英蘭「戰時体制期(1937~1945)生活必需品 統制 研究」(『國史館論叢』第88輯、2000年3月)など。
- (3) 井坂圭一郎「經濟統制の朝鮮における特徴—朝鮮の經濟統制がうまくゆくわけ」(『朝鮮行政』第20卷第9号、1941年9月)25頁。これは井坂が1941年7月に朝鮮經濟俱樂部で行った講演の記録である。なお、朝鮮では總督中心の強権的經濟統制が強行されたと主張する金仁鎬、前掲書の論拠は、井坂講演を再録した『朝鮮經濟統制問答』(東洋經濟新報社京城支局、1941年)だが、実際には井坂の論調は、本文での引用から明らかなように、むしろ朝鮮での經濟統制が緩やかだったとする方に重点を置いている。
- (4) 權泰億「植民地期 朝鮮 近代化論에 대한 断想」(于松趙東杰先生停年紀念論叢刊行委員會編『于松趙東杰先生停年紀念論叢』第II卷(韓國民族運動史研究)、나남、1997年)280頁。
- (5) 山内敏彦他『朝鮮經濟統制法全書』(大洋出版社、1945年)8頁以下。
- (6) 警務局長發各道知事宛・警秘第251号「經濟警察ノ運用ニ関スル件」(1938年11月。警務局經濟警察課編刊『朝鮮經濟警察関連法令集 第三回追録』1944年、483頁)。經濟警察の業務全般については、前掲、金尚範、前掲論文、118~122頁を参照。また、筆者も別稿「総力戦期の植民地朝鮮における經濟警察」を用意しているので、本稿では最小限の説明にとどめる。

- (7) 警務局長発各道知事宛通牒・警第973号「經濟警察ニ於イテ取扱フ總動員法関連法令ニ関スル件」(1939年11月。警務局經濟警察課編刊、前掲『朝鮮經濟警察関連法令集 第三回追録』524頁)。『釜山日報』1939年11月23日付夕刊も参照(以下、『釜山日報』39・11・23夕刊のように略記する)。
- (8) 第73回帝國議會衆議院國家總動員法案委員會議録、河野一郎委員に対する大谷拓相答弁(1938年3月8日)。
- (9) 宮田節子監修『朝鮮總督府関係者 録音記録』1(十五年戦争下の朝鮮統治)(『東洋文化研究』第2号、2000年3月)104~105頁。
- (10) 1939年末を經濟統制の画期とする点に対して、朝鮮については、河元鎬、前掲論文、829~830頁、内地については原朗「戦時統制經濟の発動」(『岩波講座 日本歴史』第20巻(近代7)、岩波書店、1976年)229~230頁を見よ。
- (11) 井坂、前掲「經濟統制の朝鮮における特徴」24~25頁。
- (12) 許英蘭、前掲論文、326~328頁。なお、これは主に個別物品の統制を行った(a)タイプに当てはまる説明であろう。(b)タイプについては、さしあたり拓務大臣官房文書課編刊『内外地法令対照表』(1941年)所収「國家總動員法関係法令対照表」参照。ちなみに、内地と異なり「自治統制」を行っていた品目は、纖維関係、ゴム関係、紙関係、セメント、雜穀関係、油脂関係などである。詳細は、「朝鮮に於ける統制經濟法令及其の違反情況調査」(司法省刑事局『經濟月報』第1巻第6号、1941年12月)37~45頁、参照。
- (13) 具体的な事例については、山内、前掲書、378~385頁。
- (14) 法令の対照は、内閣印刷局編刊『法令全書』各年版、朝鮮總督府法務局編、前掲『朝鮮時局經濟関係法令例規集 第一追録』、朝鮮總督府企画部編『朝鮮時局関係法規』(1944年。復刻、柏書房、1996年)等によった。
- (15) この場合も、多くはその条文に若干の差異がある。しかし、内地と違って民需における綿混用を繼續して認めた綿製品ステーブルファイバー等ノ混用ニ関スル件(1938年3月、府令第22号)、朝鮮の

方が購入証の交付手続きが厳格だった揮発油重油ノ販売取締ニ関スル件（1938年6月、府令第127号）のような例外を除くと、必ずしも朝鮮と内地の統制の寛嚴の差を読みとりがたいので、ここではこの問題には立ち入らない。

- (16) タングステン鉱水鉛鉱ノ配給調整規則（1939年10月、府令第179号）、朝鮮白米取締規則（1939年11月、府令第175号）、米穀ノ搗粉等ノ使用禁止ニ関スル件（1939年12月、府令第206号）、特殊農産物種子需給調整規則（1940年7月、府令第160号）。
- (17) 内地では、既に1917年9月、農商務省令第20号「暴利ヲ目的トスル売買ノ取締ニ関スル件」及び1923年9月、勅令第405号「生活必需品ニ関スル暴利取締ノ件」が施行されていた。なお、これらの内地法令と朝鮮の関係については、飯島浩三「暴利取締を論ず」（『警務彙報』第233号、1925年9月）を参照。
- (18) 以上は、河元鎬、前掲論文、820、826、828頁による。なお、1939年12月改正で「暴利行為等取締規則」と改称したが、煩雑を避けるため本稿では「暴利取締令」で統一してある。
- (19) 朝鮮総督府殖産局長談「暴利行為等取締規則ニ就テ」（朝鮮総督府法務局編『朝鮮時局経済関係法令例規集』司法協会、1940年）884-1～884-2頁。
- (20) なお、朝鮮における経済事犯には朝鮮人のみならず在朝鮮内地人も含まれるが、全体に占める割合は小さかった。刑事裁判第一審において経済法令違反で有罪となった者（朝鮮人・内地人の順）は1938年—256名・15名、39年—1110名・48名、1940年—7439名・565名となっている（朝鮮総督府法務局『第79回帝国議会説明資料』1941年。『朝鮮総督府 帝国議会説明資料』第5巻、復刻、不二出版、1994年、20～21頁）。
- (21) 経済警察における「厳罰主義」への転換については、金尚範、前掲論文、115頁。松田、前掲論文でもこの問題をより詳細に考察する予定である。
- (22) 発足時の経済警察官の定員は561名だったが、1940年2月に601名、

- 同年8月に492名に増員された（朝鮮総督府警務局経済警察課編刊『朝鮮経済警察概要』1941年、4～7頁）。
- (23) この点に関しては、西田美昭「戦時下の国民生活条件—戦時闇経済の性格をめぐる—」（大石嘉一郎編『日本帝国主義史』第3巻、東京大学出版会、1994年）377頁も参照。
- (24) 前掲「朝鮮に於ける統制経済法令及其の違反状況調査」48頁。
- (25) 朝鮮総督府司計課『第85回帝国議会説明資料』（1944年。前掲『朝鮮総督府 帝国議会説明資料』第9巻、258頁）。
- (26) これらの点については、許英蘭、前掲論文、羽鳥敬彦「戦時下（1937—45年）朝鮮における通貨とインフレーション」（飯沼二郎・姜在彦編『植民地期朝鮮の社会と抵抗』未来社、1982年）も参照されたい。
- (27) 1940年7月～41年8月の統計に基づく。前掲「朝鮮に於ける統制経済法令及其の違反状況調査」60頁。
- (28) 高等法院検事局編刊『朝鮮刑事政策資料』1939年版（1940年）29頁。
- (29) 西田、前掲論文、373頁、参照。
- (30) これらの物資について朝鮮での統制法令違反者が多い理由は区々である。揮発油・重油では内地に比べ購入証（内地では購買票）の交付・返納手続きが厳格に定められていたためと思われ、皮革の場合は軍需物資たと同時に日本帝国の生産額の約半分を占めていたことが関わる。銅の場合は真鍮食器に使用されていたため朝鮮人消費者に影響が大きかったという。これら諸物資についての需給状況等については、さしあたり朝鮮総督府警務局編刊、前掲『朝鮮経済警察概要』36頁以下、「帝国皮革資源としての朝鮮牛皮」（『殖銀調査月報』第2号、1938年7月）参照。
- (31) 卞恩眞『日帝 戦時과시증期（1937—45） 朝鮮民衆의 现实認識과 抵抗』（高麗大学校大学院史学科博士論文、1998年）、松田利彦「総力戦期の植民地朝鮮における警察行政—警察官による「時局座談会」を軸に」（『日本史研究』第452号、2000年4月）、張信「『朝

- 鮮檢察要報』를 통해 본 太平洋戦争末期 (1943~45) 의 朝鮮社会 (『歴史問題研究』第6号、2001年6月)。
- (32) これらの問題については、金仁鎬、前掲書、122~124頁、134~142頁、許英蘭、前掲論文、320~323頁、樋口雄一『戦時下朝鮮の農民生活誌』(社会評論社、1998年) 11~54、181~184頁等を参照。
- (33) 『京城日報』42・11・6。高等法院検事局編刊『朝鮮刑事政策資料』1943年版(1944年か) 103~104頁、187頁。朝鮮総督府司計課『第85回帝国議会説明資料』(前掲『朝鮮総督府 帝国議会説明資料』第9巻、258頁)。
- (34) 朝鮮総督府『第86回帝国議会説明資料』(1944年。前掲『朝鮮総督府 帝国議会説明資料』第10巻、116頁)。
- (35) 朝鮮経済統制協力連絡会・朝鮮商工会議所『経済統制協力への指針』(朝鮮経済統制協力連絡会、1943年) 47~48頁。同書は、1942年11月の全朝鮮での経済統制協力会議と翌年2月の地方別の同会議での各地経済統制協力会からの提出意見(と総督府の処理意見)をとりまとめたものである。
- (36) 「全鮮闇価格等調査表」(高等法院検事局編『高等檢察要報』第6号、1944年8月) 26~28頁。
- (37) 殖産局長・警務局長発各道知事宛通牒・物第96号「暴利行為等取締規則中改正ニ関スル件」(1940年7月)、殖産局長・警務局長発各道知事宛通牒・通牒番号不明「暴利行為等取締規則施行ニ関スル件」(同年8月)(朝鮮総督府警務局経済警察課編刊、前掲『朝鮮経済警察関係法令集 第三回追録』454~458頁)。
- (38) 『朝鮮朝日 南鮮版』42・11・6。露天商・行商人に腕章を付けさせ管理する方法は京城府でも行われている(『京城日報』42・9・11、『朝鮮朝日 中鮮版』42・9・11)。
- (39) 『情報週間展望』第21輯(41・8・2) f.928、第24輯(41・8・23) f.957、第25輯(41・8・30) f.970(韓国政府記録保存所所蔵、保管函番号256-12-1-2)。

- (40) 「検事の指揮に基く一斉取締実施に就て」(『朝鮮檢察要報』第7号、1944年9月) 16～19頁。女性による闇行商人については、「新興所得者層の生活実態」(同前、第10号、1944年12月)でも取り上げられている。
- (41) 西田、前掲論文、383頁。
- (42) 朝鮮総督府司計課『第85回帝国議会説明資料』(1944年。前掲『朝鮮総督府 帝国議会説明資料』第9巻、258頁)。労務調整令違反者の具体的な人数は前掲表4を見よ。また、国民徴用令違反者は1944年前半期で270名とされている(朝鮮総督府『第86回帝国議会説明資料』(同前、第10巻、118頁))。
- (43) 詳細は、松田、前掲「総力戦期の植民地朝鮮における経済警察」に譲る。なお、引用は、「経済統制ニ伴フ警察事務ニ従事スル者ノ増員説明」(「内務大臣請議朝鮮総督府部内臨時職員設置制中改正ノ件」1944年7月、『公文類聚』2 A-13類2822、国立公文書館所蔵)。
- (44) 「臨時道警察部長会議に於ける総督訓示」水野直樹編『朝鮮総督論告・訓示集成』第5巻(緑蔭書房、2001年、622頁)。
- (45) 『朝鮮朝日 北西鮮版』44・9・17。「昭和十九年に於ける半島思想情勢」(『朝鮮檢察要報』第13号、1945年3月) 24頁。
- (46) 「時局関係不穩言論事犯」(『朝鮮檢察要報』第1号、1944年3月) 24頁。「銓衡場に於ける半島人の徴用忌避の実相」(同前、第10号、1944年12月) 13頁。
- (47) 比較的最近の研究でこの問題を正面から扱ったものとして、西成田豊『在日朝鮮人の『世界』と『帝国』国家』(東京大学出版会、1997年) 289～306頁。
- (48) 西田、前掲論文、384頁。

要約

總力戰期 植民地朝鮮에 있어서의 經濟統制法令整備와 經濟「犯罪」

이 논문은 중일전쟁기 조선에서 전시경제통제체제가 어떠한 형태로 구축되었는지를 통제법령의 구조와 운영의 측면에서 파악하고, 아울러 그 당시 경제「범죄」의 식민지적 특징에 대하여 살펴보고자 하는 것이다.

1930년대 말기 이후 형성된 전시경제통제의 체계는 수출입품등 임시조치법(輸出入品等臨時措置法), 국가총동원법(國家總動員法), 기타 법령이라는 3가지로 이루어져 있었다. 먼저 중일전쟁 발발 직후부터 통제대상 물건이 증가함에 따라 수출입품등임시조치법에 관련된 법령이 늘어나고, 그 다음에 1939년 국가총동원법이 발동(發動)됨으로써 이 법령을 근거로 하는 법령이 잇달아 공포되었다. 이렇게 경제통제법령이 단계적으로 정비된 양상은 일본본국에서도 식민지 조선에서도 보였던 현상이었다.

하지만 법령 유형에 상관없이 법령수는 조선이 일본보다 적었다. 그렇지만 조선에서 경제통제가 더 느슨했다고 결론짓는 데에는 약간의 보류가 필요할 것이다. 통제법규에 의지하지 않는 ‘자치통제’에서도 기존의 법규에 의해서 처분이 집행되고 있었고, 조선에서 시행되고 있던 통제법령중에는 일본 법령과 내용을 달리 하는 경우도 있었기 때문이다. 개별적으로 물자통제를 맡은 수출입품등임시조치법 경우에는 일부분의 대상물자에서 차이를 보였다. 또 특히 가격통제에 관한 중요법령이었던 폭리취척령(暴利取締令)의 경우에는 일본보다 처벌이 가중되어 있었고 적용대상도 광범위에 미쳤다.

일본과의 차이는 경제법령이 실제로 어떻게 운용되었는가 하는 측면에서도 엿볼 수 있다. 단속방침이 강화됨에 따라 1940년 이후 경제경찰에 의한 처벌자 인수, 검사국에 의한 기소인수가 부쩍 늘어나는 형상은 일본과 조선에서 같이 확인할 수 있지만, 그 후의

전개는 다르다. 일본에서는 경제 사범의 증가율이 정체되었지만 조선에서는 대조적으로 증가가 현저했다. 또 기소율이 시기에 상관없이 조선이 더 높았다는 사실이 주목할 만하다.

경제통제법령 위반자를 적용법령에 따라 살펴보면 수출입품등임시조치법 관령 법령의 경우에는 적용된 법령이 조선과 일본에서 차이가 있었지만, 전체적으로는 폭리취체령이나 가격등통제령 등 가격통제에 관계가 있는 법령위반이 공통적으로 많은 부분을 차지했다. 또 아시아 태평양 전쟁기에 식량관계 및 노동력동원 관계 사범이 급증하여 경찰당국이 주목을 받게 되었던 것도 일본과 마찬가지로였다. 하지만 식량사범이 단속에 대해서 적대적 내지 반일적인 태도를 뚜렷하게 나타내고, 노무통제에 대해서 기피하고자 하는 감정이 강했던 점 등, 위반자의 심성에서는 식민지 조선 특유의 경향도 지적할 수 있다.